|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 意見書 | | | |
| 題　名 | 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）について | | |
| 氏　名  (団体の場合は、  名称及び代表者名) |  | | |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 住　所  (又は所在地) |  | | |
| 意見の提出日 | 平成　　　年　　　月　　　日 | 枚　数 | 枚　(本紙を含む) |
| 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針（案）に対する意見 | | | |
| 市民向け施設の充実を  　宮前区誕生以来３６年たち、この間人口は、１.５倍に増えています。趣味や  市民活動の多様化もあり、市民向け施設の不足は深刻です。  市民が利用できる会議室の数は、人口当たりで比較すると、高津区や川崎区  の３分の１、中原区の半分以下です。  図書館の数は、同じ政令市のさいたま市（人口１３０万）には２５の図書館  （分館２を含む）があります。一方川崎市には１３の図書館（分館６を含む）  しかなく、宮前区には１つしかありません。  ところが、基本方針（案）では、移転後も区役所だけでなく市民館・図書館  も現在と同程度、つまり３６年も前の区誕生当時と同じ規模にするとしてい  ます。  移転を機になぜ、人口増加に見合った施設の規模にしないのでしょうか。今  求められているのは、莫大な費用をかけて施設を全面移転するより、せめて  他市、他区なみの水準まで市民向け施設の充実を図ることです。 | | | |
| ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。  ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認させていただく場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。  ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。 | | | |
| 提　出　先 | | | |
| 部署名 | **市民文化局コミュニティ推進部区政推進課** | | |
| 電話番号 | 044-200-2309 | ＦＡＸ番号 | 044-200-3800 |
| 住　所 | 〒210-0007　川崎市川崎区駅前本町11番地2川崎フロンティアビル7階 | | |